

令和2年 第2回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和2年2月25日(火)

## 令和2年 第2回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和2年2月25日(火)	開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時00分	
議長	吉澤 英彰	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：戸矢信男 主任：長谷川美雪	書記	事務局主任 長谷川美雪	

## 委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	吉澤 英彰	○	—	坂本 克次	○
会長代理	入 文隆	○	—	小暮 榮	○
1	青木 猛	○	—	橋爪 一松	○
2	川田 貴之	○	—	小林 進	○
3	藤島 廣二	○	—	横尾 邦雄	×
4	黒澤 順子	○	—	須賀 庄衛	○
5	松本 初美	○	—	清水 晴保	○
6	敷地 友好	○	—	松下 幸治	×
7	並木 利明	○	—	石関 準一	○
8	板垣 幸一	○	—	安藤 利一	○
9	松本 保夫	○	—	関根 健次	○
10	根岸 好行	○	—	岩田 弘一	○
11	和田山 玉彦	○	—	齊藤 直	○
12	紙田 晴夫	○			

## 会議進行状況

[開 会]	議 長	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	議 長	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号3番 藤島 廣二 委員 議席番号4番 黒澤 順子 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第3号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	議 長	<p>日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>農地法第3条の説明をさせていただきます。1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 熊谷市〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△外1筆、2筆合わせまして330㎡の農業振興地域外白地の農地です。地目は畑、譲受人の居住地から申請地までは約220m、権利内容は売買による所有権移転、譲受人の耕作面積は7,370㎡、すべて自作でございます。従業者数は2人、機械に関してはトラクター、耕運機、管理機、軽トラック1台を所有しています。作付品目は野菜とのこと。賃借人は86歳の専業農家であり、経営規模維持の為申請となりました。</p>
	議 長	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
	根岸 好行 委員	<p>1番について 神保原児童館の西にあり住宅地の中にある畑ですが問題ありません。</p>

<p>日程第3 議案第6号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。
	事 務 局	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、借人 群馬県伊勢崎市〇〇△の△の△ 〇〇〇〇氏、貸人 群馬県伊勢崎市大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏 外1名です。こちらはきょうだい関係でございます。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 213㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は太陽光発電設備です。借人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、周りを宅地に囲まれており第2種農地となります。宅地に接続しています。申請地に太陽光発電を設置して、売電を行うため、申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 群馬県高崎市〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△、230㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は保育士、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしており、子供の成長に伴い手狭になってきたため自己用住宅を建設するものです。</p> <p>3番ですが、借人 本庄市〇〇△△△の△アパート名〇〇 〇〇 〇〇氏、貸人 上里町〇〇△の△の△ 〇〇 〇〇氏です。こちらは親子関係です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 368㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は分家住宅、借人の職業は会社員、形態は新設、申請</p>

		地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。借人は現在借家暮らしをしており、自己用住宅を建設するものです。
	議長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	敷地 友好 委員	1番について、すでに隣の宅地には太陽光のパネルが設置されています。その南側ということで、問題ありません。
	根岸 好行 委員	2番について 陸橋のすぐ西側です。半年くらいまえに、すぐ上のカーブの空き地に建売住宅が1棟くらい建っておりますので、問題ありません。
	和田山 玉彦委員	3番について 住宅地の中ですので問題ありません。
	議長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。



		<p>度に完了した、国営神流川排水事業がまだ8年未経過になっております。農振法の規則第4条の5、第1項第27条におきまして、町が地域の農業に振興に関する地方公共団体の計画を定めた場合は、農業委員会の意見を聞いたのち、除外の手続きができるものでございます。町の計画につきましては、県や近隣市町村と調整をしまして、8年未経過の土地について例外的に分家住宅等の農振除外を行うことができるとするものです。今回の事案番号1～3の3件につきましては除外の前の手続きを行うものでございます。</p> <p>8ページをお開きください。</p> <p>1番の申請地は大字〇〇△△、登記簿地目は畑、面積は534㎡のうち270㎡、場所につきましては17ページに記載のとおりです。事業計画者は上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇、除外目的は農家分家住宅であります。</p> <p>2番につきましては大字〇〇△△、登記簿地目は畑、面積は901㎡のうち499㎡、場所につきましては19ページに記載のとおりです。事業計画者は上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇、農家分家住宅の為、除外するものです。</p> <p>3番につきましては大字〇〇△△、外1筆、登記簿地目は畑、面積は2筆合わせて419㎡、場所につきましては19ページに記載のとおりです。事業計画者は上里町大字〇〇△△△ 〇〇〇〇、農家分家住宅の為、除外するものです。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p> <p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>議 長 ～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>議 長 ～挙手全員～ 議 長 挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。</p>
--	--	---

<p>日程第6 議案第9号 上里農業振興地域整備計画 の変更について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第6 議案第9号 上里農業振興地域整備計画の変更について、事務局による説明を求めます。</p> <p>議案第9号の説明をさせていただきます。9から10ページをご覧ください。</p> <p>先ほど議案第8号につきまして平成25年度に完了した国営神流川排水事業がまだ8年を経過していないということで町が地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を定めまして農業委員会の意見を聞く、いわゆる農振除外等の案件でございます。年2回の受付をしております、今回は令和2年1月申し出の3件でございます。農業振興地域整備計画につきましては、農業の健全な発展をかけるために設けられた農地を守るための計画です。しかしやむをえず農業以外に利用する場合につきましては、例外的に農振除外できます。内容につきましては農用地区域以外であり、また代替する土地がなく、また、農地の集団性を損なわないこと、土地改良施設に支障がないこと等あります。また農地転用許可の見込みのあることが条件です。</p> <p>今回の申し出は除外案件が3件となります。3件すべてが先ほど審議していただきました案件の分家住宅です。詳細は割愛させていただきます。</p>
	<p>議 長</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>他に質疑がないようならば、採決したいと思います、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。</p>
<p>日程第7 議案第10号 特定農地貸付承認申請につ いて</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第7 議案第10号 特定農地貸付承認申請について 事務局による説明を求めます。</p>

[閉 会]	事 務 局	<p><b>【議案説明】</b></p> <p>担当の関根と申します。町民農園詳細ご確認いただきたく12ページ開きください。</p> <p>第1町民農園の場所は三町〇〇、1281㎡、第2農園は三町〇〇、3500㎡、三町〇〇、16㎡です。</p> <p>今回承認をいただきたい内容につきましては15ページの上里町特定農園貸付規定をお開きください。上里町では特定貸付規定を定めておりまして貸付期間は2年間、金額は年間3,000円でございます。第3条第3項の規定により農業委員会の承認をいただくこととなっております。今回変更箇所等はありません。</p>
	議 長	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	議 長	<p>他に質疑がないようならば、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>～挙手全員～</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。</p>
	会 長 代 理	<p>以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和2年2月25日

議 長

印

(藤島 廣二 委員)

署 名 人

印

(黒澤 順子 委員)

署 名 人

印